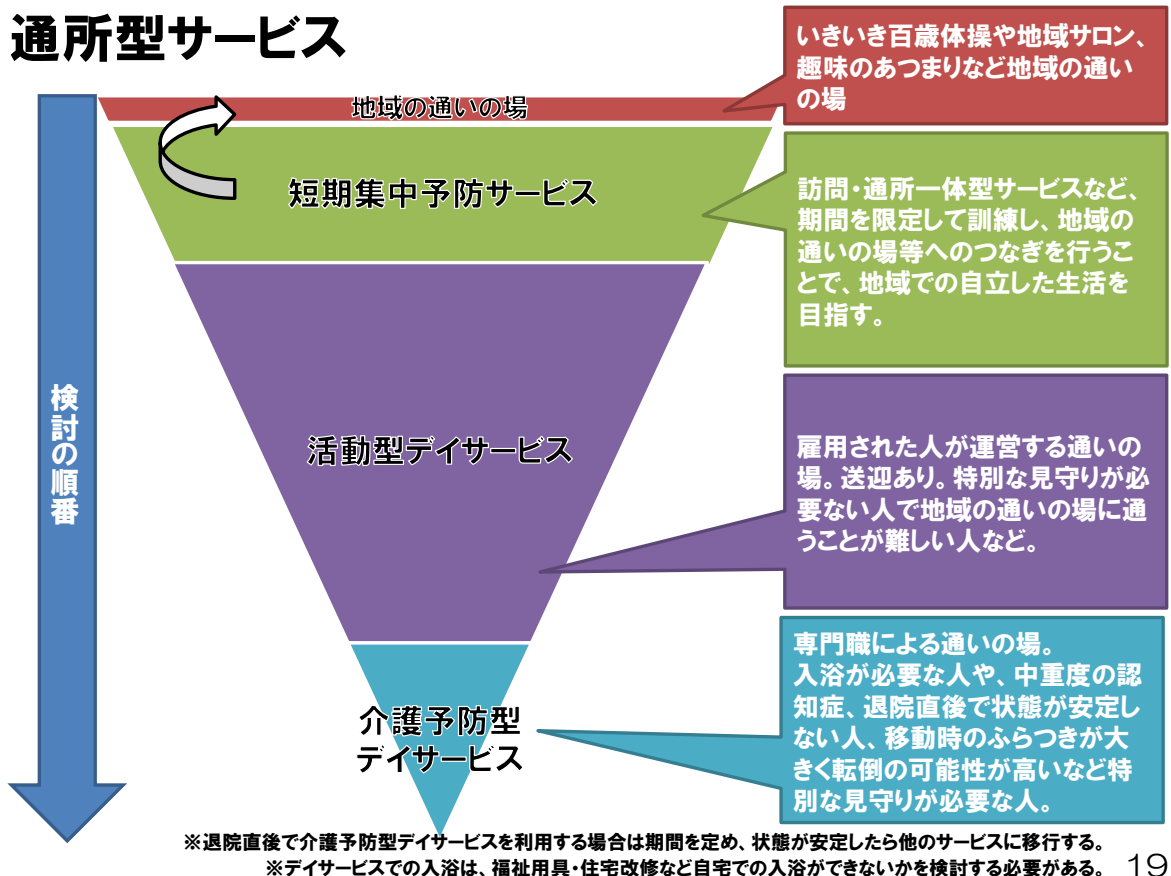


総合事業のサービスの類型の考え方について

① 認定期間の更新前に初めてサービスを利用される方について

- 予防給付から継続してサービスを利用する人は、原則的に引き続き同じ事業所の相当サービス（介護予防型訪問サービス、介護予防型デイサービス）を利用されるものと考えています。
- →すでにサービスを利用されている人は、通い慣れた事業所・サービスを変えることの説明、理解が難しいと配慮したためです。
- そのため、認定期間の更新前（本来は予防給付の期間内）であっても、**初めてサービスを利用される方は**、その配慮が必要ないと考えることから、新規の方と同様に、**総合事業のケアマネジメントの考え方に則って、総合事業のサービスを検討してください。**（予防給付から継続して利用される方と違い、無条件で相当サービスが利用できるわけではありません。）



② 市外の事業所のサービスを利用されている方について

- 本市の総合事業の相当サービスの提供事業所について、平成30年3月31日の事業書のみなし期間終了後、市外の事業所は原則指定しないという方針が出されているところです。
- そのため、市外の事業所によるサービスを利用されている利用者にとっては、平成30年4月1日までに、市内の事業所に移っていただく必要があります。
- 元々のルールで行けば、予防給付からサービスを利用されている方なので、引き続き相当サービスを利用いただける方ではありますが、事業所が変わるということは、サービスを見直すチャンスだと考えています。
- 市外の事業所を利用されている方で、市内の事業所への変更を検討される際は、総合事業のケアマネジメントの考え方に則り、緩和型サービスの利用を視野に入れて検討してください。
- ただし、利用者の理解が難しい（今まで受けていたサービスとの違いを理解されない）場合は、専門的な支援が必要でない方であっても、相当サービスを利用されることをやむを得ないものとします。